

## 取手市出前・テイクアウト商品応援補助金（第3期）実施要領

### 【事業の目的】

本事業は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた飲食店事業者の支援と、市民の消費喚起が図れるよう、出前やテイクアウト（持ち帰り）を実施する飲食店に対し、販売価格の一部及び出前やテイクアウト販売時の必要経費の一部を市が補助し、通常より安く商品を提供することで、感染予防をしながら、市内経済の活性化を図るものです。

### 【事業の内容】

市内飲食事業者等が出前もしくはテイクアウトにより提供する商品 1 品につき、市は**販売価格の 1/2 かつ 300 円を上限とする額を補助経費とし、さらにその額の 10%（出前・テイクアウト販売に要した諸経費分）を上乗せした金額を補助いたします。**

事業者は、補助経費分を差し引いた価格で商品を提供し、後日、補助分を市に請求していただき、補助金の交付を受けることができます。

◇**1 店舗当たり最大で 33 万円の補助が受けられます。**

（内訳）補助経費@300 円×1000 食×1.1（10%上乗せ分）= 33 万円

#### 《商品の取扱い例》

〔通常価格 700 円の商品 1000 食を販売した場合〕

400 円（通常価格から 300 円引き）で販売していただき、1 食につき、 $300 \times 1.1 = 330$  円の補助金の交付を受けることができます。

〔通常価格 500 円の商品 1200 食を販売した場合〕

250 円（通常価格の半額）で販売していただき、1 食につき、 $250 \times 1.1 = 275$  円の補助金の交付を受けることができます。

（注意）1 円未満の端数が生じた場合は切り捨てとなり、**33 万円**の限度内での補助となります。

### 【補助対象者】

**市内で飲食店等（※1）で出前販売又はテイクアウト販売（※2）を行う事業者（※3）**

（※1）「飲食店等」とは、統計法（平成 19 年法律第 53 号）第 28 条第 1 項の規定により定められた日本標準産業分類における飲食店（中分類 76）及び持ち帰り・配達飲食サービス業（中分類 77）に該当する店舗を指します。

（※2）「出前販売」とは、飲食店等が調理した飲食料品を、当該飲食店等の従業員又は当該飲食店等が委任した者が注文者の指定する場所まで配達して販売することを指します。「テイクアウト販売」とは、飲食店等が調理した飲食料品を容器に入れ、又は包装を施して、持ち帰り用として販売することを指します。

（※3）第 2 期から店舗単位での補助が可能となりました。店舗毎に分けて申請をお願いいたします。

## 【事業期間】

**令和3年4月15日（木）～9月30日（木）**

## 【補助金申請】

補助金の交付を受けようとする事業者（第1期、第2期の参加事業者含む）は、次に掲げる書類を事業開始前に提出して下さい。

- （1）補助金交付申請書（様式第1号）
- （2）事業（販売）計画書（様式第2号）
- （3）飲食店等の営業に係る食品衛生法の規定による営業許可証の写し

※**前回、前々回実施時**に参加している店舗で内容に変更がない場合は提出不要です。

- （4）その他、前号に掲げるもののほか、特に必要と認める書類

## 【補助金交付】

補助金交付申請書の内容を審査した後、補助金交付決定通知書を事業者に交付します。（決定通知後に事業を開始してください。）補助金を請求する際は、補助金交付請求書（様式第4号）と、売上台帳（様式第5号）又は売上台帳（個票）（様式第5号の2）をご提出下さい。

**※売上台帳には、必ずお客様のサインが必要になります。**

後日、指定する金融機関口座に振り込みます。なお、**1店舗あたり、33万円**を補助の上限としております。**33万円**に達するまで補助金交付請求書は、随時、受付いたします。

## 【補助金請求期限】

**令和3年10月31日（日）** 請求期限以降は受付できませんのでご注意ください。

## 【申請先】

取手市産業振興課 商工観光係

## 【受付時間】

午前8時30分～午後5時15分（土日祝日を除いた市役所開庁時）

## 【注意事項】

- 1）感染症及び食中毒対策を十分に行っていただくとともに、体調管理には十分ご留意いただき、体調がすぐれない時の販売は、絶対に行わないようお願いいたします。
- 2）いばらきアマビエちゃんへの事業所登録へのご協力もお願いいたします。

## 【周知について】

- 1）取手市ホームページにおいて、出前・テイクアウト応援補助金に申込があった店舗の情報を公開しております。
- 2）市ホームページ記載の店舗リストを取手市役所（産業振興課、1階総合案内）藤代庁舎（藤代総合窓口課）取手駅前窓口、各公民館に配布をしております。

#### 【その他】

- (1) 当該補助金に関し必要があると認めるときは、交付決定者に対し報告を求め、補助金に係る資料及びその他の必要な調査をする場合があります。
- (2) 虚偽その他不正な手段により交付決定を受けた者及び審査の結果、補助金を交付することが適当でないと認められる場合、既に交付した補助金の全部又は一部を返還していただく場合があります。

#### 【お問合せ】

取手市産業振興課 商工観光係

〒302-8585 取手市寺田 5139 番地

TEL:0297-74-2141 内線 1441 F A X : 0297-74-0257

E-mail:sansin@city.toride.ibaraki.jp